

多度津町農業委員会議事録

平成29年9月20日午前8時55分より午前9時25分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	秋山	義充
職務代理者（2番）	土田	敏雄
職務代理者（3番）	大山	島弘
4番委員	山崎	義行
5番委員	斯波	明美
6番委員	塩入	明彦
7番委員	香川	篤篤
8番委員	亀山	均均
9番委員	大谷	泰則
10番委員	三野	敏彦
11番委員	横關	幹夫
12番委員	矢野	和幸
13番委員	松浦	俊正
14番委員	中村	稔稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家	徹
2番委員	塚本	繁造
3番委員	大西	和芳
4番委員	山地	正夫
5番委員	松岡	安男
6番委員	篠原	壽雄
7番委員	村井	文数
8番委員	松井	求求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口 賢司
農地係長	吉田 清司
農地係	橋本 知子

審 議 内 容

- 事務局長 それでは、皆さんおはようございます。
 ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
 定例会の後に、先日の台風の影響で委員さんのご近所で何か災害があったということがあれば、ちょっとお伺いしたいと思っておりますので、閉会后またよろしく願いいたします。
- それでは、開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。
- 会長 おはようございます。
 今、事務局言われておりましたように、台風、ある面においてはそれぞれの被害も少しあったようでございますが、一番大きく目立つのは海岸寺の見立と白方、西白方の境ぐらいで、鉄道のバラスの上の防波堤の防潮堤というんか、それが全部いっとるみたいな感じですね。500メートルぐらい。わしも、あれちょっと見えんとこで走りよっても。
- 4番委員 うん、あれちょうど倒れて。ちょっと見えにくい。
- 会長 詫間寄りの手前のほうは、ちょっと上がとった。あなん大きくいっとんは知らんやった。新聞とテレビ報道で知ったところですが、時期的には台風さえなければ、夜なんか祭りの夜稽古の太鼓の音が聞こえる時期になってまいりましたが、稲のほうも台風には余り被害なかったようで、何よりだったと思います。これから収穫に向けて忙しくなるかと思えますが、そういう中、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきまして御礼申し上げます。
- 農業委員会のほうもご案内のように、必須業務、あわせてまた農地法の局長のほうからまた相談、お話があるようでございますけど、次々と昔と違って農業委員、農地最適化推進委員、非常に業務がふえてきたといえますか、少し我がとこの作業以外にやっぱりお世話せないかん問題ができてきたかと思えますが、皆さんとこのご協力お願いしながら進めてまいりたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。
- それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思えます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。本日は、どうもありがとうございます。
- 事務局長 ありがとうございます。
 それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は、農業委員14名全ての委員さんにご出席を賜っております。そのため、多度津農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
- それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4

条に会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願いいたします。

議長　　まず、昨日の小委員会の報告のほうを農業委員担当ということで、斯波委員さんをお願いしたいと思います。

5番委員　　それでは、きのうの現地確認についてご報告いたします。

きのう、議案第2号、議案第3号にかかわる現地確認を会長、副会長2名、塚本委員、私、事務局2名で行いました。

それぞれの議案につきましては、後ほど事務局より説明がございしますが、特段の問題がある事案はございませんでした。

以上でございます。

議長　　ありがとうございました。

それから、議案に入ります前に、署名委員のほうでございしますが、例によりまして私のほうで決めさせていただきます。7番の香川委員さん、8番の亀山委員さん、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。よろしく申し上げます。

事務局　　議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、1番は戦前からの小作地の解約となります。2番、3番とも次の議案第2号にありますように、3条申請で所有権を移転し、土地を交換するものです。

以上です。

議長　　1番の戦前からの小作ということで、参考になったらということで、地区担当委員より補足お願いいたします。

職務代理者(3番)　　もう借り受け人の人が年配なので、あと子供もおらないので返すということで、円満に返すようになりました。あとは、中間機構へお願いしてするように進めております。

議長　　これどっちがとるようになったんかな。

職務代理者(3番)　　大島菜さんのほうがとるようになったん。

議長　　ああ、地主がとるように。

職務代理者(3番)　　地主がな。

あと地主のほうもおらんので、香川県中間機構へお願いして、とすなか技農、あの人に大体話ができとるげなです。

議長　　お金の動きというんは。

職務代理者(3番)　　お金は、一つもないです。そのままです。

議長 大島さん、農業委員になってから、うんとこの。

職務代理人(3番) いや、ここのうちのほうはこればかりで、わしも困っとんで、1つでも解決したいと思って努力もってね。

議長 前、宮本さんがしよって、非常にいろいろ苦勞して、何かしゃあないかと言いもってできんやったん。大島さん。

職務代理人(3番) いやいや、できるだけな関係もあつてな。もうそら前委員も頑張っじよったんじゃけどな。あそこも我がとこ自体が地主で、今も会うたびに悔やみよるけど。

議長 お金の動きなしというんは、皆理解されとるかな。

職務代理人(3番) うん、そらもううちのほうはみんな。それともう一つは、一遍返してまた借り受け人のほうの息子がおったり、ああいうようなんするとは、売ってもらおうとね。

議長 それは別で、地主と小作のほうでの。

職務代理人(3番) それは、もう円満に返して、あとは個々に話せよと、私も指導しております。

議長 もう県のほうもはっきり言い出したんですわ。昔は、皆知つとるように五分五分、四分六とかありましたわな。上地、底地。もうそなん全く、県の指導は全く最近はないんだと、こう言うんですわ。法的には。もうやるんやったら個人的に民事でやってくれというん。

4番委員 ほなけども、昔から売買した場合は上下半々というあれがあるんやけどの。返したり、あれするときは、ただでもええけん返すとかの。ほなけん、売買した場合は、今のところうちのほうでは半々というか。

議長 売買というんは、第三者にな。

4番委員 そうそうそう。

議長 それは、別問題。戦前小作の地主と。

職務代理人(3番) 道路や公共や、個人的に商売人に売った場合は、そらまだそれは。

4番委員 だけど、個人同士のは、ただでもええけん返すわとか、もうそういうようなんは双方の話で。

職務代理人(3番) そら、うちのほうもそれや。

4番委員 そら、上地の人が底地の人に買うてくれということは不可能なことな。

議長 最近、それが定着してきたかなあと思ひよんですわ。西白方、中津さんが世話しよったあのころからやけん、もう5年ぐらいになるんか。最近、大島さんが定着させてくれよるかなあということな。

職務代理人(3番) わしも、これはうちのもうぐるりこればかりやけんの。

議長 これを参考にさせていただいたらと思います。

議長 議案第1号、報告案件ということでご理解いただきたいと思います。
続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

議案書の2ページ、3ページをごらんください。

【議案第2号1番から5番について 議案書を基に朗読】

事務局 補足といたしまして、1番から4番は、地籍調査で現況にあわせて整理をするということで、1番、2番につきましては申請農地と農地以外の土地を交換した形です。3番、4番については、それぞれ農地同士を交換した形です。

以上、5件の周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平方メートルも、取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから3条案件、何かご意見、ご質問等がございましたらご発言いただきたいと思います。

11番委員 橋本さん、この使用貸借権20年になってますよね。最長は、やっぱり20年なんですか。

事務局 そうですね。たしか20年だったと思います。

議長 最長が20年。10年ぐらいで山崎、しよったんかな。15年やったんかな。

4番委員 普通は、長うても10年ぐらい。これは、もう親子やしな、面倒くさい。どっちみち先では跡取りやけん、ほなけん恐らく最長にしとるんと違うん。

職務代理者(3番) これ息子じゃろうが。

4番委員 おお、息子や。

議長 経営移譲やからね。わかりやすい案件、年金ということで。

前も横關さんと一緒に、20年があったんかいなと思ったりしたん。最長20年まではいける。

ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようでございましたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由について、宅地分譲となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年11月1日、工事完了が平成30年3月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計1,500万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当します。

今回の転用は、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障がないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(なし の声あり)

特段ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認といたします。

続きまして、報告案件、その他ということで事務局お願いいたします。

事務局長

事務局よりご報告いたします案件が3点ございます。

事務局

【その他3点について事務局より説明】

事務局長

引き続きまして、来月の予定につきましてご報告申し上げます。

10月の小委員会は、19日木曜日午前9時からこの第1会議室で行います。当番委員さんは、塩入委員さん、大西委員さんをお願いいたします。

定例会は、翌20日金曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。

以上でございます。

議長

ということで、全部終わったようございます。全体を通しまして皆

さんのほうから何かございましたらお願いいたします。それでは、長時間ありがとうございました。これで閉会いたします。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記